

5 生徒心得

常に羽島北高校生徒としての自覚と誇りをもち、勉学に精励するとともに校則に従い、健全な学校生活を送ることができるよう努める。

1. 欠席・遅刻及び早退

- (1) 欠席・遅刻・忌引等は前もって保護者が連絡する。
- (2) 始業後に登校したときは、遅刻理由書の所定欄に記入し、生徒指導室の職員による確認後、教科担任に提示し、授業を受ける。生徒指導の職員が不在の時は、職員室の職員の許可を得る。携帯電話・スマートフォンは終業まで生徒指導室に設置された保管ロッカーに保管する。
- (3) 早退するときは、早退届書の所定欄に記入し、担任の許可を受ける。病気等の事由による場合は、養護教諭、または保健体育担当職員の指導を受けてから手続きをとる。帰宅後、速やかに学校に連絡する。
- (4) 公欠の場合は、公欠届書に記入し、担任及び該当教科担任の印をもらう。

2. 生活

(1) 校内生活について

- ア 携帯電話・スマートフォンは、始業から終業まで、各クラスに設置された保管ロッカーに保管する。
- イ 携帯電話・スマートフォン以外の情報通信端末等についても、保管ロッカーに保管する。
- ウ 多額の金銭や学習にとって不必要なものは持ってこない。
- エ 所持品には必ず記名し、自己管理を徹底する。
- オ 無断で校外に出ない。やむを得ず用事などで校外に出る場合には、外出届書の所定欄に記入して必ず担任の許可を得る。

(2) 校外生活について

- ア 法令・条例に違反することはしない。また、アルコール類を中心に扱っている飲食店（居酒屋など）への出入りは原則禁止とする。
- イ 特別の事情によりアルバイトをする場合は、必ず届出をする。
- ウ 不慮の事故やトラブル、問題行動等が発生した時は速やかに学校又は担任に報告する。
- エ スマートフォン等の通信機器の利用については、被害者にも加害者にもならないように正しく利用する。特に、住所や氏名、写真などの個人情報を安易に掲載したり、他人を誹謗中傷したりすることがないように注意する。

3. 通 学

- (1) 登下校時は、交通規則を遵守し、公衆道徳をわきまえる。
- (2) 学校周辺の通行については、道標「1. 登下校を安全に」を参照する。
- (3) 自転車通学者は自転車用ヘルメットを着用し、自転車保険や整備を確認して事故のないように心がける。
- (4) 事故に遭遇した場合は人命救助を優先し、冷静に判断・行動する。

ア 事故を起こした時

被害者の救済・安全確保 → 救急隊119番・警察110番へ連絡する。
相手の連絡先を聞き、家庭・学校に連絡する。

イ 事故被害にあった時

安全確保 → 相手の連絡先を聞く。どんな軽傷の場合でも必ず警察・家庭・学校に連絡する。

ウ 事故を目撃した時

被害者の救済・安全確保 → 相手(加害者・被害者)の車のナンバー・車種・色・車名・相手の特徴をメモする。救急隊・警察・家庭・学校に連絡する。

(5) 不審者・変質者への対応について

不審者・変質者等の出没については、時間帯や場所が様々であり、だれもが被害者になる可能性があるため、特に注意する。

ア 明るいうちに、できるだけ家の近くまで複数で帰宅する。

イ 遅くなる時は、必ず家の人に迎えに来てもらう。

ウ 人通りの少ない道はできるだけ通らない。通学路の再点検をする。

エ 登下校中も周りに気を配ることができるよう、イヤホンで音楽を聴きながらの歩行やスマートフォンを操作しながらの歩行はしないようにする。

オ 不審者に遭遇した時は大声を出し、近くの民家や商店に助けを求め、速やかに110番通報をする。(相手の特徴、自動車のナンバーや色などを把握しておく。)

4. 届出を要する事項

次の場合は、ただちに担任、生徒指導部まで届け出る。

- (1) 金品の遺失及び拾得、もしくは盗難に遭った場合
- (2) 学校の器具や施設・設備を紛失または破損した場合
- (3) 暴行・脅迫・恐喝・SNS等での個人情報掲載や誹謗中傷などの被害を受けた場合
- (4) 交通事故に遭って被害を受けたり、また他に危害を与えたりした場合
- (5) 不審者・変質者に遭遇、目撃した場合
- (6) 校外で補導を受けた場合
- (7) 特別の事情によりアルバイトをする場合
- (8) 自転車通学をする場合
- (9) 卒業前に自動車学校へ入校する場合(学校の許可が必要)

5. 特別指導の対象となる事項

- (1) 飲酒・喫煙・薬物の使用・暴力・窃盗・器物損壊等、法令によって禁止されている行為や、情報モラル違反、いじめなど他人に迷惑を及ぼすような言動をすること。
- (2) 定期考査等で不正行為を行う、または不正行為を幫助すること。
- (3) 風紀上、不健全な場所へ出入りすること。
- (4) 許可なく運転免許を取得すること。
- (5) 上記のほか、学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した行為をすること。

6. 羽島北高等学校服装規程

身だしなみは、清潔であることを心がけること。登下校及び校内では下記規程の制服もしくは、体育の授業等で着用するトレーニングウェア等で生活すること。

冬服	ジャケット	規定のジャケットとする。
	シャツ	規定のカッターシャツ（刺繍入り）とする。
	タイ	規定のタイ（リボンまたはネクタイ）とする。タイなしでもよい。
	スラックス	規定のスラックスとする。
	スカート	規定のスカートとする。スカート丈は膝中程の長さとする。
夏服	カッターシャツ又はポロシャツ	規定のカッターシャツ（刺繍入り）または規定のポロシャツ（白または紺色から選択：2本ライン入り）とする。
	タイ	規定のタイ（リボンまたはネクタイ）とする。タイなしでもよい。
	スラックス	規定のスラックスとする。
	スカート	規定のスカートとする。スカート丈は膝中程の長さとする。

※タイおよび夏用ポロシャツ、スラックス、スカートは自由購入。

通学靴	通学に適した靴（スリッパ・サンダルは禁止）とする。
上履き	規定の年次色のスリッパとする。
カーディガン	防寒用として、カーディガン類を着用してもよい。
タイツ	防寒用として、タイツを着用してもよい。
コート類	防寒用として、コート類を着用してもよい。
頭 髪	カール・パーマ・染髪などの加工はしない。
その他	ピアス・イヤリング・指輪・ネックレス・カラーコンタクトなど装飾品はしない。 化粧、マニキュアなどはしない。

※事情がある場合は個別に対応します。

※式典時は、靴下の色を制限する場合がある。

※本校では、T P O（時間・場所・場面）に応じた生活態度の育成を図るため、式典・外部講師の来校日や、高大連携教科で校外で学習する日等は制服着用を基本とする。やむを得ず制服を着用できない場合は、フォーマルな服装で参加すること。なお、トレーニングウェア等での参加はしないこと。

※考査は不正行為や不正類似行為防止のため、制服着用での受験を基本とする。やむを得ず制服を着用できない場合は、無地のトレーニングウェア等を着用すること。

校則（生徒心得）・規程等の改定の手続き

- 1 生徒会執行部は、アンケートや議会で生徒の意見を集約し、校長に対し校則（生徒心得）・規程等の改定を求めることができる。
- 2 校長は、校則（生徒心得）・規程等の改定の提案があったとき、またはその見直しが必要となったとき、職員会議および学校運営協議会等において、教職員、保護者や地域代表、学校関係者等の意見を聴取した上で、校則（生徒心得）・規程等の改定について決定するものとする。

生徒心得

常に羽島北高校生徒としての自覚と誇りをもち、勉学に精励するとともに校則に従い、健全な学校生活を送ることができるよう努める。

1. 欠席・遅刻及び早退

- (1) 欠席・遅刻・忌引等は前もって保護者が連絡する。
- (2) 始業後に登校したときは、遅刻理由書の所定欄に記入し、生徒指導室の職員による確認後、教科担任に提示し、授業を受ける。生徒指導の職員が不在の時は、職員室の職員の許可を得る。携帯電話・スマートフォンは終業まで生徒指導室に設置された保管ロッカーに保管する。
- (3) 早退するときは、早退届書の所定欄に記入し、担任の許可を受ける。病気等の事由による場合は、養護教諭、または保健体育担当職員の指導を受けてから手続きをとる。帰宅後、速やかに学校に連絡する。
- (4) 公欠の場合は、公欠届書に記入し、担任及び該当教科担任の印をもらう。

2. 生 活

(1) 校内生活について

- ア 携帯電話・スマートフォンは、始業から終業まで、各クラスに設置された保管ロッカーに保管する。
- イ 携帯電話・スマートフォン以外の情報通信端末等についても、保管ロッカーに保管する。
- ウ 多額の金銭や学習にとって不必要なものは持ってこない。
- エ 所持品には必ず記名し、自己管理を徹底する。
- オ 無断で校外に出ない。やむを得ず用事などで校外に出る場合には、外出届書の所定欄に記入して必ず担任の許可を得る。

(2) 校外生活について

- ア 法令・条例に違反することはしない。また、アルコール類を中心に扱っている飲食店（居酒屋など）への出入りは原則禁止とする。
- イ 特別の事情によりアルバイトをする場合は、必ず届出をする。
- ウ 不慮の事故やトラブル、問題行動等が発生した時は速やかに学校又は担任に報告する。
- エ スマートフォン等の通信機器の利用については、被害者にも加害者にもならないように正しく利用する。特に、住所や氏名、写真などの個人情報を安易に掲載したり、他人を誹謗中傷したりすることがないように注意する。

3. 通 学

- (1) 登下校時は、交通規則を遵守し、公衆道徳をわきまえる。
- (2) 学校周辺の通行については、道標「1. 登下校を安全に」を参照する。
- (3) 自転車通学者は自転車用ヘルメットを着用し、自転車保険や整備を確認して事故のないように心がける。
- (4) 事故に遭遇した場合は人命救助を優先し、冷静に判断・行動する。

ア 事故を起こした時

被害者の救済・安全確保 → 救急隊119番・警察110番へ連絡する。
相手の連絡先を聞き、家庭・学校に連絡する。

イ 事故被害にあった時

安全確保 → 相手の連絡先を聞く。どんな軽傷の場合でも必ず警察・家庭・学校に連絡する。

ウ 事故を目撃した時

被害者の救済・安全確保 → 相手(加害者・被害者)の車のナンバー・車種・色・車名・相手の特徴をメモする。救急隊・警察・家庭・学校に連絡する。

- (5) 不審者・変質者への対応について

不審者・変質者等の出没については、時間帯や場所が様々であり、だれもが被害者になる可能性があるため、特に注意する。

ア 明るいうちに、できるだけ家の近くまで複数で帰宅する。

イ 遅くなる時は、必ず家の人に迎えに来てもらう。

ウ 人通りの少ない道はできるだけ通らない。通学路の再点検をする。

エ 登下校中も周りに気を配ることができるよう、イヤホンで音楽を聴きながらの歩行やスマートフォンを操作しながらの歩行はしないようにする。

オ 不審者に遭遇した時は大声を出し、近くの民家や商店に助けを求め、速やかに110番通報をする。(相手の特徴や、自動車のナンバーや色などを把握しておく。)

4. 届出を要する事項

次の場合は、ただちに担任、生徒指導部まで届け出る。

- (1) 金品の遺失及び拾得、もしくは盗難に遭った場合
- (2) 学校の器具や施設・設備を紛失または破損した場合
- (3) 暴行・脅迫・恐喝・SNS等での個人情報掲載や誹謗中傷などの被害を受けた場合
- (4) 交通事故に遭って被害を受けたり、また他に危害を与えたりした場合
- (5) 不審者・変質者に遭遇、目撃した場合
- (6) 校外で補導を受けた場合
- (7) 特別の事情によりアルバイトをする場合
- (8) 自転車通学をする場合
- (9) 卒業前に自動車学校へ入校する場合(学校の許可が必要)

5. 特別指導の対象となる事項

- (1) 飲酒・喫煙・薬物の使用・暴力・窃盗・器物損壊等、法令によって禁止されている行為や、情報モラル違反、いじめなど他人に迷惑を及ぼすような言動をすること。
- (2) 定期考査等で不正行為を行う、または不正行為を幫助すること。
- (3) 風紀上、不健全な場所へ出入りすること。
- (4) 許可なく運転免許を取得すること。
- (5) 上記のほか、学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した行為をすること。

6. 羽島北高等学校服装規程

身だしなみは、清潔であることを心がけること。登下校及び校内では下記規程の制服もしくは、体育の授業等で着用するトレーニングウェア等で生活すること。

詰襟タイプ	冬服	上着 シャツ ズボン	黒色の標準学生服とする。 校章入りボタンを前に5個、袖に各2個、左襟に校章バッジをつける。 規定のカッターシャツ（紺色刺繍入り）とする。 黒色の標準学生ズボンとする。
	夏服	シャツ ズボン	規定のカッターシャツ（紺色刺繍入り）とする。 黒色の標準学生ズボンとする。
ジャケットタイプ	冬服	ジャケット シャツ リボンタイ スカート	規定のジャケットとする。 規定のカッターシャツ（紺色刺繍入り）とする。 規定のリボンタイ（紺色刺繍入り）とする。 規定のスカート（刺繍2カ所入り）とする。 スカート丈は膝の中程とする。
	夏服	シャツ リボンタイ スカート	規定のカッターシャツ（紺色刺繍入り）または規定のオーバーブラウス（紺色刺繍入り）とする。 着用してもしなくてもよい。 規定のスカート（刺繍2カ所入り）とする。 スカート丈は膝の中程とする。

◎どちらのタイプでも選択することができる。

通学靴	通学に適した靴（スリッパ・サンダルは禁止）とする。
上履き	規定の年次色のスリッパとする。
カーディガン	防寒用として、カーディガン類を着用してもよい。
タイツ	防寒用として、タイツを着用してもよい。
コート類	防寒用として、コート類を着用してもよい。
頭 髪	カール・パーマ・染髪などの加工はしない。
その他	ピアス・イヤリング・指輪・ネックレス・カラーコンタクトなど装飾品はしない。 化粧、マニキュアなどはしない。 特別な事情がある場合は家庭から担任に申し出る。

※ 式典時は、靴下の色やカーディガンの着用を制限する場合がある。

※ 本校では、TPO（時間・場所・場面）に応じた生活態度の育成を図るため、式典・外部講師の来校日や、高大連携教科で校外で学習する日等は制服着用を基本とする。やむを得ず制服を着用できない場合は、フォーマルな服装で参加すること。なお、トレーニングウェア等での参加はしないこと。

※ 考査は不正行為や不正類似行為防止のため、制服着用での受験を基本とする。やむを得ず制服を着用できない場合は、無地のトレーニングウェア等を着用すること。

校則（生徒心得）・規程等の改定の手続き

- 1 生徒会執行部は、アンケートや議会で生徒の意見を集約し、校長に対し校則（生徒心得）・規程等の改定を求めることができる。
- 2 校長は、校則（生徒心得）・規程等の改定の提案があったとき、またはその見直しが必要となったとき、職員会議および学校運営協議会等において、教職員、保護者や地域代表、学校関係者等の意見を聴取した上で、校則（生徒心得）・規程等の改定について決定するものとする。